総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に係る申請について

1 登録基準(全国協議会登録基準に同じ)

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
 分類	個別基準	20 9 PHILES : NE AEI 1170 - 70
	①多種目(複数種目)の スポーツ活動を実施 している。	・定期的(※1)なスポーツ活動を2種目以上実施している。
(1) 活動実態に 関する基準	②多世代(複数世代)を 対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員(※2)がいる。 (世代区分) A)未就学児、B)小学生、C)中学生、D)高校生(~18 歳) E)~29 歳、F)~39 歳、G)~49 歳、H)~59 歳、I)~69 歳 J)70 歳~
	③適切なスポーツ指導 者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも 1 名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。(※3)・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該協議の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。(※3)
	④安全管理体制を整備 している。	・緊急連絡体制を整備している。(※4)
(2) 運営形態に 関する基準	⑤地域住民が主体的に 運営している。	・規約等(※5)、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の 議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型ク ラブ」という。)の所在する市町村の住民である(又は当該市町村の住民と 当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。(※6)
(3) ガバナンスに 関する基準	⑥規約等が意思決定機 関の議決により整備 され、当該規約等に基 づいて運営している。	・規約等(※5)の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業 報告・決算が、意思決 定機関で議決されて いる。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

- ※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
- ※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す。(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。 ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した 総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
- ※3: 当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。
- ※4:不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡 体制を整えていることを指す。
- ※5:規約・会則・定款等を指す。
- ※6:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

2 申請書類

申請書類名	備考	
申請書類①登録基準確認用紙		
申請書類②基礎情報書類(総合型クラブ概要等)	データ提出必須	
申請書類③規約・会則・定款等	新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更が	
中胡音規②烧剂"云则"足脉守	あった場合のみ提出)	
申請書類④役員名簿	新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更が	
中明自然受权免罚净	あった場合のみ提出)	
申請書類⑤総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算		
申請書類⑥総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算	申請年度に創設した総合型クラブは提出不要	
申請書類⑦総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評	データ提出必須	
価の結果	了一 夕 挺山必須	
申請書類⑧上記⑤及び⑥を議決した際の議事録	申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決	
中胡言知の工品の及びので強人のに称の競争政	した際の議事録は提出不要	
申請書類⑨. スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表		
確認書		

- ※ 以上の申請書類①~⑩の提出が必要になります。
- ※ 申請書類①【申請書類①ダウンロード】
- ※ 申請書類②【申請書類②ダウンロード】
- ※ 申請書類④【申請書類④ダウンロード】
- ※ 申請書類の【申請書類のダウンロード】
- ※ 申請書類⑨は日本スポーツ振興センターが運営する「スポーツガバナンスウェブサイト」でご確認ください。 https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top
- ※ 申請書類③、⑤、⑥、⑧、⑨は各クラブにてご準備ください。

3 申請書類の提出

(1)提出方法

- 下記(3)の <u>sports.kanagawaken@japan-sports.or.jp</u> あてメールにて提出してください。(メールに添付できない資料は紙媒体を郵送し、メールには該当資料は郵送した旨を記載してください。)
- メールの件名には、【登録認証制度申請:クラブの所在市町村名:クラブ名】(例【登録認証制度:横浜市:マリンスポーツクラブ】)と記載してください。

(2)提出期限

○ 令和4年7月末日まで

(3)提出先等

○ (公財)神奈川県スポーツ協会 スポーツ振興課

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1

電 話 045-311-0653 FAX 045-311-0637

E-mail sports.kanagawaken@japan-sports.or.jp

ホームページ www.sports-kanagawa.com

○ 総合型地域スポーツクラブからの問合せ先

【クラブアドバイザー:長門旬也】

メール kanagawa.sn.nagato@gmail.com

電 話 080-5532-7456

4 (一社)神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク(KSN)

○ (一社)神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク(KSN)では、申請に係る相談支援、登録料の納入事務等を担います。(なお、引き続き、総合型クラブが地域の核となり地域住民のコミュニティとなるための活動支援に関する事業の実施、県内総合型クラブのネットワークの構築等に取組みます。)

登録を希望する総合型クラブはKSNに入会申込書を提出の上、会費(年額)10,000円を納入。全国協議会に納入する登録料(年額)の5,000円はKSNを通じて支払われます。

【KSN事務局 鈴木章弘】

メール <u>akihiro@takatsuself.com</u>

Tel 044-833-2555 FAX 044-833-3006

〒213-0011 川崎市高津区久本3-11-2 川崎市立高津中学校内

5 事務手続の流れ

